

木下の賃貸の入居者補償制度

リビングプロテクト総合保険

株式会社木下の賃貸の管理する賃貸住宅には以下の火災保険がセットされています。

適用料率：2021年1月



● 家財の損害の補償 [損害保険金]

下記の事故で保険の対象である家財に損害が生じたときに損害保険金をお支払いします。

- ① 火災 ② 落雷
- ③ 破裂・爆発



- ④ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊



- ⑤ 給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ



- ⑥ 騒擾・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為



⑦ 水災

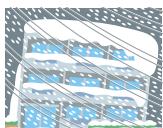
保険の対象の損害額が再調達価額の30%以上の場合、あるいは床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り損害が生じたとき



- ⑧ 家財・通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難



- ⑨ 風災・雹災・雪災



- ⑩ ①～⑨以外の偶然な事故による破損・汚損等

(1回の事故につき30万円限度、自己負担額1万円)

引越し中家財損害保険金

本制度の対象となる借用戸室から日本国内の転居先の建物への運送中に生じた家財の損害を補償します。

※水災ならびに通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難の場合を除きます。

※破損・汚損等は30万円限度。

※すべての事故に自己負担額1万円。

※本制度の対象となる借用戸室へ入居する際の引越し中に生じた損害は対象外です。

損害保険金のお支払いは…

再調達価額(同等の家財を再取得するのに要する金額)を基準に、実際の損害額をお支払いします。

※保険金額をお支払いの限度となります。

※貴金属、宝石、美術品等で、1個、1組または1対での損害額が市場価格基準で30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなして損害保険金をお支払いします。

● 事故にともなう諸費用もお支払いします [費用保険金]

- 臨時費用
- 失火見舞費用
- 残存物取扱い費用
- 地震火災費用

- 水道管修理費用
- 鍵取替え費用

● 充実したセット特約でさらに安心 [自動セット特約]

賠償責任・修理費用

個人賠償責任

(お支払い事例)
洗濯機の水があふれて階下の入居者の家財を水浸しにした。



借家人賠償責任

(お支払い事例)
火災を起こし、家主さんに賠償しなければならなくなった。



修理費用

(お支払い事例)
台風で物が飛んできて窓ガラスが割れ、自己の費用で修理した。



特約・補償条項ごとの被保険者の範囲

●個人賠償責任

- 日本国内に居住する
- ① 被保険者本人
- ② 被保険者本人の配偶者^(注1)
- ③ 被保険者本人またはその配偶者^(注1)の同居の親族
- ④ 被保険者本人またはその配偶者^(注1)の別居の未婚^(注2)の子
- ⑤ ②から④まで以外の本人の同居人^(注3)
ただし、責任無能力者は含まれないものとします。

●借家人賠償責任

- 被保険者本人
- ※借用戸室について転貸借契約がある場合には、転貸人または転借人を含みます。

●修理費用

- ① 被保険者本人
- ② 被保険者本人の配偶者^(注1)
- ③ 被保険者本人またはその配偶者^(注1)の同居の親族

各特約・補償条項における被保険者は次のとおりです。

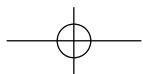
- ④ 被保険者本人またはその配偶者^(注1)の別居の未婚^(注2)の子

- ⑤ ②から④まで以外の本人の同居人^(注3)
ただし、責任無能力者は含まれないものとします。

(注1) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(注2) これまでに婚姻歴のないことをいいます。

(注3) 賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。



ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと

- 入居者補償制度（以下「本制度」といいます。）は、不動産管理会社が保険契約者となって、チャブ保険との間で締結した損害保険契約に基づいています。
- 本制度の対象となる賃貸住宅をご入居のお客様は、当該保険契約の被保険者（保険金受取人）となります。
- 本制度の保険証券は、弊社が保管し、入居者の皆様には交付されません。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましてはチャブ保険ホームページ、「リビングプロジェクト総合保険」ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）2021年1月1日以降始期用」をご参照ください（<https://www.chubb.com/jp-yakkan>）。冊子をご希望の場合は、下記の「お問い合わせ先」にご連絡ください。

- お客様が所有する家財の実態に応じて、別途火災保険にご加入いただけます。詳しくは下記の「お問い合わせ先」にお問い合わせください。
 - 本制度には地震保険がセットされておりません。地震保険をご希望の場合は下記の「お問い合わせ先」にお問い合わせください。
 - 本制度は、対象となる賃貸住宅の入居期間中に補償を提供するものです。対象となる賃貸住宅を退去された場合、またはご入居されている賃貸住宅が弊社の管理物件でなくなった場合は退会により補償が終了します。
※退去等によって補償が終了した場合、解約等の手続きは必要ありません。
 - 入居者補償制度で補償される損害が生じた場合は、下記「チャブ保険 事故受付ダイヤル」へご連絡ください。
- ※事故が発生した場合には、損害の発生および拡大の防止に努めてください。
※損害保険金および費用保険金の請求権は、事故による損害が発生した日の翌日から起算して3年を経過した場合、時効により消滅します。

保険金額・支払限度額と保険料相当額

ご契約 プラン	保険金額・支払限度額			
	家財 〔破損・汚損等:30万円限度 （自己負担額1万円）〕	個人賠償	借家人賠償 自己負担額3万円（注）	修理費用
A プラン	120.3万円	1億円	2,000万円	100万円
B プラン	238.7万円	1億円	2,000万円	100万円

(注) 火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れの場合には、自己負担額は適用されません。

適用料率：2021年1月

Aプラン 保険料相当額(月額)	440 円
Bプラン 保険料相当額(月額)	630 円

万が一、事故にあわいたら…

下記の事故受付専用ダイヤルまでご連絡ください。携帯電話からもご利用いただけます。

チャブ保険 事故受付ダイヤル

0120-977-373 (年中無休 24時間受付)

※土日祝日および平日夜間（17:00～翌9:00）は受付のみとなります。

[ご連絡時のお願い]

- お電話の際に、住所・物件名・部屋番号・氏名にあわせて「株式会社木下の賃貸の総括契約」と必ずお伝えください。
- 受付後、補償制度加入者である確認をとりますので、対応が遅れることがあります。ご了承ください。

お問い合わせ先

〈取扱代理店・保険契約者〉

株式会社木下の賃貸

〒163-1309 東京都新宿区西新宿 6-5-1

新宿アイランドタワー 9階

TEL 03-5908-2244

引受保険会社

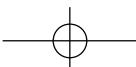
Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険）

〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29

ガーデンシティ品川御殿山

www.chubb.com/jp

CHUBB®

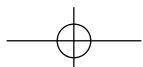


リビングプロジェクト総合保険の概要

※「保険の対象」とは家財のことです。

保険金をお支払いする場合・お支払い条件		お支払いする保険金の額
損害保険金	<p>① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発 ④ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊 ⑤ 給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ ⑥ 騒擾(じょう)、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為</p>	<p>左記の事故により保険の対象に損害が生じたとき 保険の対象の再調達価額によって定めた損害額(保険金額が限度)</p> <p>※貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品で、1個、1組または1対での損害額が市場価格基準で30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなして損害保険金をお支払いします。</p>
⑦ 水災	イ. 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じたとき ロ. 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じたとき	
⑧ 盗難	<p>イ. 下記ロ～ホ以外 ロ. 通貨 ハ. 小切手 直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、振出人を通じて支払金融機関に支払停止の届出を行い、かつ、盗難にあった小切手に対して支払いがなされたこと</p> <p>ニ. 預貯金証書 直ちに預貯金先あてに被害の届出を行い、かつ、盗難にあった預貯金証書により現金が引き出されたこと</p> <p>ホ. 乗車券等 直ちにその運輸機関または発行者に届出をしたこと</p>	損害額(1事故、1敷地内につき20万円限度)
⑨ 風災・雹(ひょう)災・雪災	保険の対象を収容する建物の外側の部分が風災・雹(ひょう)災・雪災の事故によって破損したことを原因として保険の対象に損害が生じたとき	保険の対象の再調達価額によって定めた損害額(保険金額が限度)
⑩ 破損・汚損等 (①～⑨以外の偶然な事故)	偶然な事故により保険の対象に損害が生じたとき	保険の対象の再調達価額によって定めた損害額－自己負担額1万円(1事故につき30万円限度)
引越し中家財損害保険金	被保険者の引越しのために、本制度の対象となる借用戸室から日本国内の転居先の建物へ運送中の家財に、①～⑩の事故(⑦水災および⑧盗難のロ～ホを除きます。)で損害が生じたとき	保険の対象の再調達価額によって定めた損害額－自己負担額1万円(保険金額限度、⑩破損・汚損等のみ30万円限度)
費用保険金	<p>臨時費用保険金 損害保険金が支払われるとき (通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難の場合を除きます。)</p> <p>残存物取片づけ費用保険金 損害保険金が支払われるとき (通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難の場合を除きます。)</p> <p>失火見舞費用保険金 本制度の対象となる借用戸室内で発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物を滅失、損傷、汚損させたとき(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)</p> <p>地震火災費用保険金 地震・噴火・津波を原因とする火災により、保険の対象が全焼または保険の対象を収容する建物が半焼以上になったとき</p> <p>水道管修理費用保険金 本制度の対象となる借用戸室の専用水道管が凍結により損壊し、自己の費用で修理したとき(パッキングのみに生じた損壊を除きます。)</p> <p>鍵取替え費用保険金 盗難により損害保険金が支払われるとき、または本制度の対象となる借用戸室から持ち出された出入口の鍵が日本国内で盗取されたとき</p>	<p>損害保険金の20%(1事故、1敷地内につき100万円限度)</p> <p>損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用の額(損害保険金の10%が限度)</p> <p>事故によって生ずる見舞金等の費用に対して1被災世帯あたり20万円(1事故につき保険金額の20%限度)</p> <p>保険金額の5%(1事故、1敷地内につき300万円限度)</p> <p>損害発生直前の状態に復旧するために要した費用(1事故、1敷地内につき10万円限度)</p> <p>保険の対象を収容する建物の出入口のドアロック交換費用実費(1事故、1敷地内につき3万円限度)</p>
特約	<p>賠償責任・修理費用補償特約</p> <p>個人賠償責任 借用住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは使用不能に対する法律上の損害賠償責任を負担したとき</p> <p>借家人賠償責任 被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により借用戸室が損壊し、被保険者がその借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したとき</p> <p>修理費用 ①～⑥および⑧、⑨の事故により借用戸室(建物の主要構造部、共同利用部分、付属建物、屋外設備・装置を除きます。)に損害が生じ、あるいは、その他偶然な事故により借用戸室の外部に面する出入口のドア等、シャッター、窓ガラスに損害が生じた場合に、賃貸借契約に基づきまたは緊急的に、自己的費用で現実にこれを修理したとき</p>	<p>損害賠償金額(1事故につき1億円限度)</p> <p>損害賠償金額－自己負担額(P8記載の支払限度額が限度) ※火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れの場合には、自己負担額は適用されません。</p> <p>修理費用実費(P8記載の支払限度額が限度)</p>

お支払いする保険金に自己負担額が適用される場合、自己負担額を超える損害額が保険金支払いの対象となります。
適用される自己負担額は保険金の種類や事故の内容によって異なりますので、上記表でご確認ください。



入居者補償制度にご加入いただくお客様へ [入居者補償制度の概要]

※本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細につきましてはチャップ保険ホームページ、「リビングプロテクト総合保険ご契約の
しおり(普通保険約款・特約集)2021年1月1日以降始期用」をご参照ください。
(<https://www.chubb.com/jp-yakkan>)

リビングプロテクト総合保険

1. 商品の仕組み

リビングプロテクト総合保険は賃貸住宅にお住まいの方を対象とした火災保険です。この保険はご入居の借用住宅物（被保険者が占有する戸室）に収容されている「家財」を保険の対象として、火災をはじめとする様々な偶然な事故により、保険の対象が損害を受けたときに保険金をお支払いします。

保険の対象となる主なもの

- 船舶、航空機、自動車（自動三輪車および自動二輪車を含みます。）ならびにこれらへの付属品
- 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
- 動物および植物等の生物
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- 業務の用に供されるものおよび商品

2. 補償内容

(1) 主な支払事由（保険金をお支払いする場合）

損害保険金をお支払いする主な事故は次のとあります。詳細はP.9の「リビングプロテクト総合保険の概要」でご確認ください。

- ① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発 ④ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊 ⑤ 給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故に伴う漏水・放水・溢（い）水による水濡れ ⑥ 驚擾（じょう）・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為 ⑦ 水災 ⑧ 盗難 ⑨ 風・雹（ひょう）・雪災 ⑩ その他の偶然な事故（破損・汚損等）

また、損害保険金とは別に、被災時の様々な費用をカバーする下記の費用保険金をお支払いします。詳細はP.9の「リビングプロテクト総合保険の概要」でご確認ください。

臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金、水道管修理費用保険金、鍵取替え費用保険金

(2) 主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）

この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

なお、免責事由の詳細はこの書面の「保険金をお支払いできない場合」に記載されておりますので、ご参照ください。

本制度には地震保険がセットされていないため、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害はもちろん、火災の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても損害保険金をお支払いできません。地震保険をご希望の場合は、P.8の「お問い合わせ先」にお問い合わせください。

上記のほか、次のような場合にも保険金をお支払いしません。

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 保険の対象の紛失、置き忘れ
- 戦争、革命、内乱その他これらに類似の事変または暴動
- 水災で、損害額が再調達価額の30%未満であり、かつ、保険の対象を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水のいずれにも至らなかった場合
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ等またはねずみ食い、虫食い等
- 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または落書きを含む汚損であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

(3) この保険にセットされる特約およびその概要

この保険には以下に記載する特約がセットされています。特約・補償条項ごとの被保険者の範囲につきましては、P9「リビングプロテクト総合保険の概要」をご参照ください。

賠償責任・修理費用補償特約

個人賠償責任補償

被保険者が次の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは使用不能に対する法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。なお、他人から借りたり預かった財物の損壊に対する賠償責任は補償の対象にはなりません。

・借用住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

・被保険者の日常生活^(注)に起因する偶然な事故

注：借用住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

借家人賠償責任補償

被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故によって借用戸室が損壊し、被保険者がその借用戸室の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

修理費用補償

「(I) 主な支払事由（保険金をお支払いする場合）」の①～⑥、⑧および⑨の事故により借用戸室（建物の主要構造部、共同利用部分、付属建物、屋外設備・装置を除きます。）に損害が生じたとき、または偶然な事故により借用戸室の外部に面する出入口のドア等、シャッターまたは窓ガラスに損害が生じたときにおいて、賃貸借契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で現実にこれを修理した場合に保険金をお支払いします。ただし、借家人賠償責任補償で保険金が支払われる場合を除きます。

(4) 補償期間

本制度の対象となる賃貸住宅に入居期間中のみの補償となります。対象となる賃貸住宅を退去された場合、あるいはご入居の賃貸住宅が管理会社の変更等により本制度の対象でなくなった場合は補償の対象外となります。この場合には、ご希望により任意保険に加入することもできますので、取扱代理店までご連絡ください。

(5) 引受条件（保険金額等）

この保険は、保険金額（ご契約金額）を限度として、再調達価額（損害が発生した保険の対象と同等のものを再取得するのに要する金額）を基準に、実際の損害額を保険金としてお支払いします。

貴金属、宝石、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品の取扱い

- 市場価格に関わらず、ご申告・明記等は不要です。
- 1個、1組または1対での損害額が市場価格基準で30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなして保険金をお支払いします。（1個、1組または1対につき、30万円が保険金支払いの上限となります。）

保険商品改定時の対応における注意事項

本制度に適用されている保険商品（リビングプロテクト総合保険および地震保険）において制度、料率等が改定された場合には、チャップ保険は、制度、料率等が改定された日以降に保険始期を迎える継続後契約^(注)に適用する制度、料率等について同じ変更を行います。また、お客様が本制度の保険料相当額（月額）をご負担されている場合においては、料率改定に伴い保険料相当額（月額）が変更となるお客様に対して、本制度の契約者である不動産管理会社またはチャップ保険より事前に通知します。

注：「改定された日以降に保険始期を迎える継続後契約」とは、本制度の契約者である不動産管理会社がチャップ保険との間で締結したリビングプロテクト総合保険および地震保険の総括契約をいい、改定後の制度、料率等は、継続後契約の保険期間中に入居されている全てのお客様に適用されます。

Web 約款について

チャップ保険では、お客様の利便性向上と環境保護の一環として、Web 約款を推進しています。

■ チャップ保険ホームページ (<https://www.chubb.com/jp-yakkan>) 上でご覧いただける「ご契約のしおり」（普通保険約款・特約集）です。

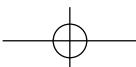
■ ご案内の保険商品

「リビングプロテクト総合保険」

2021年1月1日以降保険始期契約

■ Web 約款の特長

- チャップ保険ホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管の手間や紛失の心配がありません。
- 文字を拡大することができます。
- キーワード検索機能により、確認したい箇所を簡単に見つけることができます。
- ご利用の端末にPDFファイル形式で保存することや、印刷することができます。



保険金をお支払いできない場合

リビングプロテクト総合保険において損害保険金をお支払いできない場合

※「保険の対象」とは家財のことです。

(1)当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、損害保険金をお支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の親族、被保険者と生計を共にする親族または被保険者の同居人の故意。ただし、被保険者に損害保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ④ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- ⑤ 保険の対象が、本制度の対象となる戸室外にある間に生じた事故。ただし、引越し中家財損害保険金の保険金お支払い条件に該当する場合を除きます。
 - （注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。
 - （注2）①に規定する者以外の損害保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。

(2)当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、損害保険金をお支払いません。この場合の損害には、次のいずれかに該当する事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ 水災（引越し中家財損害保険金に限ります。）
 - （注1）使用済燃料を含みます。
 - （注2）原子核分裂生成物を含みます。

(3)当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注1）に対しては、損害保険金をお支払いません。

① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

- （注1）この書面の「リビングプロテクト総合保険の概要」の「損害保険金」における「保険金をお支払いする場合・お支払い条件」に記載の事由が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。
- （注2）日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(4)当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、損害保険金を支払いません。

（注）落書きによる汚損を含みます。

(5)当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、損害保険金を支払いません。ただし、火災、破裂または爆発が発生し、それに起因して損害が生じた場合を除きます。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ③ 偶然な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ④ 証欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑤ 土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損害
- ⑥ 保険の対象のうち、電球、蛍光灯等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。
- ⑦ 楽器の弦（注1）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。
- ⑧ 楽器の音色または音質の変化
- ⑨ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入（注2）により保険の対象に生じた損害
- ⑩ 保険の対象である液体の流出または混合による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については除きます。

（注1）ピアノ線を含みます。

（注2）隙間からの雨漏り等をいいます。

費用保険金をお支払いできない場合

(1)当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、費用保険金をお支払いません。

※このページおよび次ページの文中における「当会社」とは、チャブ保険をいいます。

① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の親族、被保険者と生計を共にする親族または被保険者の同居人の故意。ただし、被保険者に費用保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。

(2)当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、費用保険金をお支払いません。この場合の損害には、次のいずれかの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でもこれらの事故が延焼または拡大して生じた損害を含みます。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、地震火災費用保険金を除きます。

③ 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注1）使用済燃料を含みます。

（注2）原子核分裂生成物を含みます。

(3)当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注1）に対しては、費用保険金をお支払いません。

① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

（注1）この書面の「リビングプロテクト総合保険の概要」の「損害保険金」における「保険金をお支払いする場合・お支払い条件」に記載の事由が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

（注2）日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(4)当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、費用保険金を支払いません。

（注）落書きによる汚損を含みます。

(5)当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、費用保険金をお支払いません。ただし、火災、破裂または爆発が発生し、それに起因して損害が生じた場合を除きます。

① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。

② 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

③ 偶然な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害

④ 証欺または横領によって保険の対象に生じた損害

⑤ 土地の沈下、隆起、移動または振動等によって生じた損害

⑥ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入（注）により保険の対象に生じた損害

⑦ 保険の対象のうち、電球、蛍光灯等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。

（注）隙間からの雨漏り等をいいます。

賠償損害保険金をお支払いできない場合－共通

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、賠償損害保険金をお支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ ②から④までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）使用済燃料を含みます。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。



賠償損害保険金をお支払いできない場合－借家人賠償責任

- (1)当会社は、借用戸室に生じた次のいずれかによって生じた損壊（注1）により被保険者が被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。
- ①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊については除きます。
 - ②借用戸室の自然の消耗もしくは劣化（注2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱によって生じた損壊その他類似の事由によって生じた損壊
 - ③ねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊
 - ④借用戸室の欠陥によって生じた損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって借用戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損壊については除きます。
 - ⑤借用戸室の使用もしくは管理を委託された者の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に賠償損害保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
 - ⑥借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外因の事故の結果として発生した場合は除きます。
 - ⑦詐欺または横領によって借用戸室に生じた損壊
 - ⑧土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損壊
 - ⑨電球、プラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用戸室の他の部分と一緒に損壊を被った場合は除きます。
 - ⑩風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入（注3）によって生じた損壊
 - ⑪動物の飼育または一時的持込みによって生じた損壊
- （注1）この書面の「リビングプロテクト総合保険の概要」の「借家人賠償責任」における「保険金をお支払いする場合・お支払い条件」に記載の事由が生じた場合は、①から⑪までのいずれかに該当する損壊に限ります。
- （注2）日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- （注3）隙間からの雨漏り等をいいます。
- （2）当会社は、借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注）であって、その借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。
- （注）落書きによる汚損を含みます。
- （3）当会社は、被保険者が借用戸室を貸主に明け渡す際に発見された次のいずれかに該当する借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。
- ①補修、交換、張替え等の対象となった畳、壁紙、ふすま、障子または床に生じた損壊
 - ②清掃等の対象となった損壊
- （4）当会社は、被保険者が借用戸室を貸主に明け渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。
- （5）当会社は、借用戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。
- ①被保険者の心神喪失または指図
 - ②借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が、自己の労力をもって行った仕事により火災、破裂または爆発が発生した場合については除きます。

賠償損害保険金をお支払いできない場合－個人賠償責任

- 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。
- ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ②専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③被保険者相互間で発生した事故による身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ④被保険者と「借家人賠償責任」における貸主または「個人賠償責任」における他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑥被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑦被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑧被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者およびゴルフの補助者として使用するキャディーを除きます。
 - ⑨航空機、船舶・車両（注2）または銃器（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- （注1）借用住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- （注2）原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
- （注3）空気銃を除きます。

修理費用保険金をお支払いできない場合

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
- ①保険契約者、被保険者、借用戸室の貸主（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ②①に規定する者以外の者が修理費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両（注3）またはその積載物の衝突または接触
- （注1）保険契約者、被保険者または借用戸室の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）①に規定する者以外の修理費用保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）原動力が専ら人力であるものを除きます。
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、修理費用保険金を支払いません。
- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
 - ④①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑤③以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- （注2）使用済燃料を含みます。
- （注3）原子核分裂生成物を含みます。
- （3）当会社は、借用戸室に生じた次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注1）に対しては、修理費用保険金を支払いません。
- ①借用戸室の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - ②借用戸室の自然の消耗もしくは劣化（注2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 - ③ねずみ食い、虫食い等
- （注1）この書面の「リビングプロテクト総合保険の概要」の「修理費用」における「保険金をお支払いする場合・お支払い条件」に記載の事由が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。
- （注2）日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- （4）当会社は、借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注）であって、借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
- （注）落書きによる汚損を含みます。
- （5）当会社は、借用戸室に生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
- ①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
 - ②借用戸室の使用もしくは管理を委託された者によって生じた損害。ただし、被保険者に修理費用保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
 - ③借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外因の事故の結果として発生した場合を除きます。
 - ④詐欺または横領によって借用戸室に生じた損害
 - ⑤土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損害
 - ⑥電球、プラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借用戸室の他の部分と一緒に損壊を被った場合は除きます。
 - ⑦風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入（注）によって生じた損害
 - ⑧動物の飼育または一時的持込みによって生じた損害
- （注）隙間からの雨漏り等をいいます。